

## 私学と社会保険：とくに私学共済加入をめぐる諸動向

YOSHIDA, Hideo / ヨシダ, ヒデオ / 吉田, 秀夫

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

20

(号 / Number)

3-4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

34

(発行年 / Year)

1974-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017994>

# 私学と社会保険

——とくに私学共済加入をめぐる諸動向——

吉田秀夫

## 目次

はじめに

- 一 私学教職員と社会保険
- 二 私学共済組合の推移と現況
- 三 厚生年金保険改正と私学共済組合
- 四 私大健保組合の現状と私学共済組合
- 五 私学共済組合加入問題と私学の動揺  
むすび

## はじめに

わが国の社会保険制度は、一九七三年にいたって一つの転機を迎えた。それは、七三年の国会で、民間被用者を対象とする厚生年金保険と、自営業者、農民、一般国民を対象とする国民年金の二つの大きな公的年金制度が、創

設いらいといつてもよいほどの改革がなされたことである。もう一つは、多年紛争の焦点であった赤字対策として、健康保険法の改訂が七三年一〇月より実施され、家族療養給付率の引上げや家族の高額療養費の創設などの若干の改善策がとりいれられたことである。この二つの公的年金と健康保険の改革は、当然、他の社会保険、公務員関係の共済組合の長期保険や市町村国民保険制度にまで波及する。

こうした推移のもとで、あまり社会的政治問題にならなかった一つの動向が展開され、一応のピリオドがうたれた。それは私立学校教職員共済組合（以下私学共済組合と略す）が、七三年国会で法改正をし、改めて全国の私立大学、高校、中学、小学校、幼稚園、各種学校にたいして、私立共済組合に加入の途をひらき七三年一二月末までに加入の手続きを終了するようにしたこと、そしてこれによる、混迷、抵抗が七三年一〇月末から一二月にかけてとくに私立大学関係にみられたことである。この渦巻にまきこまれた当該の私立大学では、大学当局側と教職員労働組合、さらに健康保険組合（以下健保組合という）をもっているところは、その健保組合をもまきこんで短期間のあいだに、強弱の差はあっても対立、緊張をもたらしたはずである。

本小論は、主として私立大学を中心に、この間の動向と問題点を明らかにしようというものである。そして、このことは、社会保険の歴史のなかでの一コマであるが、将来の課題としていろいろな重要なものを残しているので、このことをふくめて叙述しておくことは無駄なことではないと思うからである。

## 一、私学教職員と社会保険

教育機関で働いている教職員の社会保険は、多種多様にわかれる。国立の教育機関で働らく教職員には、国家公務

員共済組合、公立学校教職員には公立学校教職員共済組合があり、これらはほぼ、内容や給付水準、運営基準など均一であるが、保険料（率）や保険財政にはかなりのちがいがあある。共済組合は、あとで私学共済組合の分析でくわしくふれるように、これは健康保険関係を短期部分といい、年金関係を長期保険といい、この二つを合わせた総合保険である。そのほかに、民間の社会保険にはない事業や特典がある。

ところが私立学校のばあいは、一般民間企業の被用者と同じように、政府管掌の健康保険（以上政管健保という）ないしは組合管掌の健康保険（以下健保組合という）と、厚生年金保険の両方に加入するもの、年金部門のみは、私学共済組合に加入し、短期保険の医療部分は健保組合に入っているところ、短期も長期もともに私学共済組合に丸まる入っているところなど多様に分れている。

いま、総理府統計局の調査によると、全国の小、中、高校、特殊教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、幼稚園の学校数と教員数はつぎの第一表のとおりである。

この第一表のなかの教員数とは、本雇、本務者の数で、いわゆる臨時の時間講師などは入っていない。小、中、高校の臨時教員数をもいれると大体一割増となり、特殊学校は若干ふえ、大学では、本務者七万八八八八人にたいして一二万二八二一人と大きく上廻り、内訳は国立は五万六一五人、公立七八八三、私立六万四三三三人であるから、私立大学は、五五%しか専任教員をみたしていないといえる。もちろん学部間で専任教員が、時間講師として補足している例は数多く見られるところである。国立は七四%である。こうした傾向は短大、高等専門学校にもみられる。第一表で本務者、専任教員にしぼったのは、それぞれの社会保険の強制加入用者であるからである。

なお、このほかに、国立、公立、私立の各級の学校に専任職員や臨時雇がいるわけであるが、この調査では資料入

第一表 全国学校数と教員数 (1971年度)

学 校 数	国 立	公 立	私 立	
小 学 校 数	24,540	71	24,308	161
教 員 数	3,794,883	1,781	370,689	2,413
中 学 校 数	10,839	76	10,195	568
教 員 数	224,646	1,673	216,532	6,441
高 等 学 校 数	4,791	20	3,552	1,219
教 員 数	204,541	561	155,987	47,993
特 殊 教 育 学 校 数	438	17	408	13
教 員 数	13,335	402	12,793	140
大 学 校 数	389	75	33	281
教 員 数	78,848	37,720	5,556	53,572
短 期 大 学 校 数	486	23	43	420
教 員 数	14,910	386	1,308	13,216
高 等 専 門 学 校 数	63	52	4	7
教 員 数	3,369	2,626	325	418
幼 稚 園 数	11,180	46	4,121	7,013
教 員 数	68,607	181	15,367	53,059

私学と社会保険

資料：学校基本調査，71年5月1日現在

手の都合で省略せざるを得なかった。専任職員もまたそれ、その社会保険に強制加入していることはいうまでもない。

このほかに、各種学校がある。これは二二種類の多種多様さをもつ。和洋裁、和裁、洋裁、編物手芸、料理、家庭、茶華道、範記珠算、商業、一般教養、外国語、予備校、工業、自動車操縦、ラジオ・テレビ、タンプ、理容、美容、看護婦、外国人学校、その他である。この学校数は、七一年度で八〇五六、うち昼間が二二三三、夜間が六八八、昼夜併置が五〇四五、設置者別にみると、国立が七二、公立が二五一、私立が七三三（うち学校法人が四一八）で教員数（本務者）

は四万八一五五人である。いずれにしても私立が圧倒的で、このなかでも学校法人でないものがまた圧倒的である。

したがって生徒数も一三〇万人余のうち、女子八八万人余、私立の生徒数は一二八万人である。

この各種学校の教職員も、ほんのわずかの国公立を除いては、私立であるから、さきの形でなんらかの社会保険に加入していることになる。

## 二、私学共済組合の推移と現況

私立共済組合が発足したのは、一九五四年（昭和二九年）一月一日である。設立の狙いは、それぞれ私立学校の教職員は、財団法人私学恩給財団、厚生年金保険、健康保険、財団法人私学教職員共済会の四つの制度に任意に加入していたが、給付の種類も内容も、財政的基礎も不均衡、不十分であったために、私立学校の全教職員を包含して、一つの大きな制度にし、国立公立学校の教職員の共済制度との均衡を保てるようにということであった。

そのころは、社会保障制度のうち公務員関係の年金は、まだ恩給が厳存し、政府自身社会保障とくに社会保険制度のあり方について確たる方針も政策もなかった時代である。しかし、私学ならびに教職員が、同じ教育関係で、国立教職員に恩給があり、共済組合との併用などの優位性に少しでも近づきたいという要望があったこと、そのため教育部の主導によってそれに近づけるために、私学共済組合を発足せしめたとみてよいであろう。ところが、すでに国鉄、専売、電々の三公社が、公社設立にともなって公共企業体職員等共済組合を一九五六年に発足せしめ、さらに国民年金制度（国民年金法は五九年に施行された）の実施が指向される状態にあつて、政府は、行政機構内部にかなりの抵抗があつたにしても、まず国家公務員の恩給を廃止して共済組合（長期）に移行したのが五八年一〇月、地方公務員は六二年一二月であつた。若干の抵抗とは恩給時代よりも掛金、資格要件、開始年齢とも後退したことであるが、なんといつても国民年金と文官恩給とは格段の差があつた。そのために文官恩給の存続せしむることは劣悪な国民年金の強制加入を強いられる一般国民の抵抗をおそれたためとみられる。

そのために私学共済組合の長期部分も、この新しい公務員共済組合法に準用しその他いくたの改正をしたのが、六

一年であった。その後の私学共済組合の改正は、健康保険法が改正されたとき、また、国家公務員共済組合の法改正にあわして部分的な改正をしながら、現在にいたったのである。なお、私学共済組合は、国家、地方公務員共済組合や民間大中企業の健保組合と同じように、宿泊所や保養所、海の家、山の家、契約旅館の指定など、長期保険の財源をもとにして行ない、それを新設し増加せしめてきたというまでもない。

また、公務員共済組合と同じく、私学共済組合のばあいは、学校法人などが所属組合員にたいして、その組合員のための住宅や寮の建設などに資金を貸しつけるという「特殊住宅貸付」を六四年一月より開始している。

私学共済組合の現況

私学共済組合の組合員になる者は、学校法人（学校教育法第一〇条の規定による私立の学校をふくむ）准学校法人、組合のうち、いづれかに使用され、それから給与をうけるもので、専任でない者、臨時に使用されるものなどを除いている。

私学共済組合に加入している学校数を年度別にみると第二表のとおりである。

設立の年五三年で三四三九から、七二年度末で一万二九一と加入学校は三倍以上にふえた。うち私立大学は七一校から二六五校である。ところが学校種別、学校数構成比をみると、大学のしめる比率はわず

第二表 私学共済加入の学校数（学校数、年度末）

年 度	1953	1960	1965	1970	1972
合 計	3,439	6,525	7,789	9,770	10,911
大 学	71	95	152	227	265
短 大	124	185	271	390	403
高 専		6	6	6	6
高 校	724	931	1,112	1,170	1,181
中 学	484	531	539	534	530
小 学	77	124	129	136	143
幼 稚 園	1,672	4,121	4,930	6,456	6,866
盲・ろう	3	5	7	7	8
各種 学校	283	527	632	826	871
組 合	1	6	11	18	18

資料：私学共済発行 72年度「組合の概要」による

第三表 私学共済の学校特別組合員と男女数  
(1972年度末)

	合 計	男	女
総 数	214,643	103,411	111,232
大 学	52,857	34,098	18,759
短 大	15,247	7,340	7,907
高 専	515	427	88
高 中	66,056	43,718	22,338
小 学	5,328	2,806	2,522
幼 稚 園	2,505	998	1,507
小 学 学 園	56,588	6,887	49,701
幼 稚 園	150	54	96
盲 校	14,656	6,912	7,944
各 種 学 校 合 計	741	371	370

か二・六％、圧倒的に多いのは幼稚園の六六・九％、ついで高校が一・五％、各種学校が八・四％である。

ところが、組合員数で見ると、七二年度末で二万四六四三人であるが、これと学校種別で見ると、第三表のとおりである。ここでは順位が大きく変わってくる。高校が三〇・七七％、ついで幼稚園が二六・三六％、大学が、二四・六三％とこの三種学校の合計で八一・七六％をしめている。(七二年度) この組合員の被扶養者数は、七二年度まで一七万八七九五人、扶養率は、〇・八五％で一般被用者のそれより低い。大学が一・一五％、高校が一・一七％、中学が一・〇三％で、最低は当然のことであるが幼稚園の〇・二％である。そのなかでも保母のそれは、〇・〇四％である。なお組合員には八〇歳以上の者が五三八人九〇歳以上一人、一〇〇歳以上四人もいる。

重要な問題の一つは、私立共済組合の給与の実態である。私学共済組合は、公務員共済組合に準じて第一級二万六〇〇〇円から第三一級の一八万五〇〇〇円の等級になっている。ところが、第一級の組合員が、五・九九、一万二〇〇七人(うち女子一万五〇三人)もあり、六級(三万九〇〇〇円)以下のものが二七・九二％をしめていることである。この圧倒的な部分は、幼稚園と各種学校である。これにたいして月一〇万円(第二二級)以上三一級までの比率は一八・五一％である。この大部分は、大学である。

なお、七二年度の標準給与の平均月額は、男女平均して六万七五二七円である。なお参考までに民間大企業の健保組合の平均標準報酬は七万五四四七円、政管健保のそれは六万二二九五円である。これは最高限一〇万四〇〇〇円を頭打ちという前提によるもので実際の給与とはちがう。私学共済組合は大学が八万六九六〇円、短大七万二七八三円、高専七万九二三一円、高校七万六二八三円、中学八万五四七八円、小学七万二九六九円、幼稚園三万八六七五円、盲・ろうあう五万八七二七円、各種学校五万五八八二円、組合七万二四二〇円である。こうした給与額にも、地域差がある。東京、京都、大阪、兵庫の四大都府県別にみると、大学では大阪、京都、兵庫、東京の順で大阪と東京では約一万円ぐらい開きがある。これは、他のすべての学校にも一般的にあてはまることである。

#### 私学共済組合の短期、長期給付の収支

私学共済組合の収支財政の推移を、短期と長期にわけてみたい。

短期給付は、発足らしいの推移をみると、二年目の五四年から三年間赤字がつづき、五七年より六一年まで五年間は、かろうじて黒字、六二年より七〇年まで七年間、赤字をきたし、そのうちでも五九年の二億九六二六万円、六九年の二億七二八〇万円、七〇年は六億二八八六万円と最高を示すにいたった。これは国民総医療費が、六一年より六五年まで年平均二割以上の激増を示したこと、六六年以降若干鈍化の傾向を示したが依然として増加を示してきたこと、のあおりを私学共済組合短期もうけたことは否定できない。これは他の被用者の医療保険についても同じことである。七一年、七二年と三三九八万円、五五九六万円の黒字を生じたが、これは保険料率を七一年一〇月より一〇〇〇分の六七・三より一挙に七三に引き上げたことと賃金上昇率が好転したことが主要な原因とみられるが、その他に七一年のそれは、その年七月、日本医師会による保険医総辞退による受診率の低下を無視するわけにはいかない。しか

し、六七年八月強行実施された健保特例法（二年間の時限立法で薬代の一部負担が最大の財政抑制の効果を発探したものの）の効果が、六八年から六九年度にあまり顕著に私学共済組合の短期に反晩しなかったのは、創設いらいの特徴として、私学共済組合の組合員の幼稚園、各種学校を中心とするおどろくべき低賃金が基底にあったからとみななければならぬ。なお、私学共済組合の短期の附加給付は、七一年一〇月から実施されたもので家族療養費附加金は一万円を足切り一部負担金にしてその他は附加金として給付される。本人の育児手当金附加金二四〇〇円、埋葬費は、家族に一万円ということであった。このなかで家族の療養費の一部負担一万円という高額はきびしい。七三年一〇月実施の健康保険改正による家族の高額療養費一月一件あたり三万円以上の給付は、家族の給付率七割という改善をふくめて、外来のばあいはほとんど無関係で、入院治療のときに、該当する例が発生する。七二年度の私学共済の短期の繰越不足金、いわゆる赤字は五億一〇一九万円で前途はきびしい。

長期給付の資産は、七二年度までは八二七億円である。七二年度の総給付は三七億三〇〇〇万円であった。これまでに退職一時金がかかりあったが、それでも二万件、一九億七〇〇〇万円である。この退職年金の受給者は、一六五人で一人あたり四九万円（新規受給者は一年間で三二二人、一人あたり五四万円である）。通算退職年金が、他の公的年金制度より多く四七七二名であり、これは、国公立学校より、恩給や共済組合の受給資格をもって私学に再就職した者が退職するケースが多いためといわれている。年金受給者は、年々増加し、（七二年間二〇〇〇〇〇人発生、年金受給者全体で一万一〇〇〇名）、この年金総額が約一九億円である。なお、私学共済組合のばあいは、退職年金、減額と通算退職の年金、療養年金、遺族年金があることをつけ加えておく。

私学共済組合の福祉事業　すでにのべたように、会館が全国で三ヶ所、宿泊所が七ヶ所、保養所二ヶ所、保健施設

第四表 私学共済の短期・長期の財源率

1) 短期給付の財源率 (71年10月改正)

所要財源率	短期給付費	73
	事務所費	2
	福祉施設費	1
	計	76
負担区分	組合法員	38
	学校法人等	33
	計	76

2) 長期給付財源率 (72年4月改正)

所要財源率	長期給付費	$\left. \begin{matrix} \text{数理的保険率} \\ \text{整理資源率} \end{matrix} \right\} 101.78$	$\left. \begin{matrix} 82.18 \\ 19.60 \end{matrix} \right\}$
	事務所費		
	福祉施設費	1	
	計	103.78	
負担区分	組合法員	38	
	学校法人等	38	
	私学振興団助成	6	
	国庫補助	18	
		100	

表のとおりである。

掛金は、前述の標準給与の月額にたいする割合で一〇〇〇〇分の一一〇から一七〇の範囲内とされ、現在は一〇〇〇分の一五二(短期が七六、長期が七六)でこれを組合員と学校法人の切半負担である。都道府県から長期給付掛金にたいして補助があるときは、それだけ掛金が軽減される。国庫負担は、長期給付に要する費用の一定割合(七二年度から一八%)に事務費への補助であり、日本私学振興財団は、長期給付と施設建等にたいする助成金の二種、七二

四ヶ所、その他指定旅館がある。共済組合からの貸付状況をいえば、個人貸付が五五〇〇件、貸付額二七億四〇〇万円、そのうち住宅貸付は二四〇〇件、二二億六〇〇〇万円である。学校法人が組合員用の住宅を建てるばあいの特殊住宅貸付は一三件、その金額は二億六〇〇〇万円余である。

私学共済組合の財源

私学共済組合の財源は、掛金、国府補助金、都道府県補助金、日本私学振興財団助成金ならびに利息と配当金である。

短期給付と長期給付の財源率はずぎの第四

年度は前者が二億四六三八万円、事務費が一九六二万円だった。

### 私学共済組合の問題点

私学共済組合の推移と現状については、以上のべてきたとおりであるが、七三年厚生年金保険の大幅な改正、健康保険の改正などにもなう新しい問題点は、あとにのべることにして、少くとも七二年度末の現状からの問題点はつぎのようなものである。

①は一〇二九一校のうち、すでにふれたように幼稚園が六八六六の六七%、ついで高校一一%一一八一校、各種学校八七一校、中学、短大、大学三%、小学一%、盲ろう〇・〇八%、高専〇・〇六%となっている。なお、七二年度に二六八校（沖繩分三五校の加入をふくむ）が新たな加入したが、この八一%は幼稚園であり、ついで各種学校、大学、高校の順である。この事実は、そのまま組合員数とその比率にも大きく関係する。男女別の比率は、他の共済組合や民間の社会保険加入者を大体七対三の割合であるのに、私学共済組合のばあいは女子が五一・八%と半数以上である。女子の方が男より多いのは、いうまでもなく幼稚園の八八%を最高にして短大、小学校、盲、ろう、各種学校まで過半数をしめ、男の方が多いのは、大学と高校で、それでも女子は高校で三四%前後をしめている。

こうして一校あたりの全国平均が二一人で東京では三三人となっている。平均がこれであるから、これ以下が、幼稚園や各種学校にはかなり多いということである。まさに零細小企業の学校、幼稚園経営ということになる。

② こうした私学共済組合の現状は、そのまま、組合員のあいだに低賃金教職員が圧倒的に多いことにつながる。さきの七二年度の平均標準給与の等級別比率をみてもあきららかである。等級別分布では、五等級三万六〇〇〇円と一

○等級五万二〇〇〇円のところに山がみられるが、これは前者は女子の分布、後者は男子の分布状況によって生じているが、それにしてをあまりにも低すぎる。さらに一等級二万六〇〇〇円級のところもかなりあるが、これは七二年一〇月に標準給与の下限が一万八〇〇〇円だったものが、二万六〇〇〇円に引上げられたことにもよるもので、現実には、この一等級よりも低い組合員が存在しているということである。もちろん、幼稚園や各種学校には、所得税や掛金負担を軽くするために実際の給与を低くして届出しているというケースもないとはいえない。

こうした実態は、当然、私学共済組合に加入している学校、幼稚園に近代的な労使関係が全くみられず、大部分は労働組合もない未組織というところである。それは私学教職員組合の主力が、大学や高校関係であり、それに一部中学、小学校といった事情によるものであろう。

③ この①、②から考えられることは、社会保険というのは、規模が小さく、低賃金労働者が多数をしめているばかりには、短期保険である医療保険も、まして長期保険である年金保険も、自前で運営するということはきわめて難かしいということである。比較的賃金の高い民間大企業が、個別企業のばあいは一〇〇〇人の従業員を条件にして健保組合が設立をみとめているのは、このゆえである。

ところが、私学共済組合のばあいは、沖縄もふくめて四七都道府県の全国的な規模に散在しているのである。幼稚園や各種学校は全国にいたるところに存在する。このことは、事務能力からいっても大変である。

④、文部省所管の私学共済組合と民間の被用者の社会保険とくに健康保険と厚生年金保険を所管している厚生省とは、これまで対立があった。それは、国会内でも文教委員会と社会労働委員会の対立となって表われ、少なくとも私学共済組合法を改正して、すべての私学を強制加入せしむるといふ文部省の案があったとしてもこれまでではすべての

陽の自をみないできたということである。にもかかわらず、すべての私学を私学共済組合に加入せしむるという動きは、多年にわたりくすぶりつづけてきた。たとえば六三年に加入促進の公然たる動きがあった。そのつど、私立大学のなかで健保組合をもっているところには、若干の動揺があった。こうした時期での私学共済組合にたいする魅力、利点は、公務員に準ずる共済組合長期の優位性であった。厚生年金保険は、一九五六年改正で一万円年金、七〇年改正で二万円年金を指向したが、それでも共済組合に共通の二〇年掛け金、五五歳より、基本給与の四割という水準にははるかに及ばなかった。しかし、共済組合の短期部分の医療保険よりも、私学のもつ健保組合の方が、民主的な運営と保険料率とその労使負担割合ではるかに利点があるうえに、附加給付の面でも優位にあった。そのうえ、独自の保健施設、海山の家、温泉保養所その他の施設を保有し活用できたのである。したがって私学共済組合や文部省よりの加入の呼びかけが私立大学にあったとしても、多くの大学はこれを拒否してきた。

### 三、厚生年金保険改正と私学共済組合

ところが、七一年に私学共済組合にたいする加入促進が東邦大学を中心にして全国の私立大学に訴えられ、さらに私学共済組合法の一部改正でこれに対応しようという動きが抬頭し、七三年にいたりこれが具体化し、複雑な動向を示しながら国会に提出され、その終盤のどさくさに九月成立をみたのである。

ところが、七三年第七一国会は、はじめにのべたように、厚生年金保険の劃期的ともいえる大幅な改正をみたのである。

この厚生年金保険の改正は、いわゆる「五万円年金」、「年金時代」、「福祉元年」の焦点ともいうべきもので、制度

創設いらいの本格的改正を指向したものであった。ここで、厚生年金保険の歩みや今欠改正点を詳述することは省略したい。ただ「年金時代」といわれるようになった背景と厚生年金の改正の要旨についてのべることにする。

「年金時代」の背景となったものは、つぎの諸点である。(1)は、岩手の避地沢内村が、六〇年一月一部負担を公費負担にする老人医療無料化を実施しこれが全国的に波及し、東京都は六五年一二月、七〇歳以上の老人に、本人の所得に若干の所得制限をつけてすべての医療保険の一部負担金を、都費で負担するという施策で頂点に達した。住民運動と地方自治体の全国的なとりくみが、政府、自民党の老齢保険の創設という政策を転換させ、七二年制度化、七三年の一月から七〇歳以上の老人に所得制限つきで、外来、入院ともすべての医療保険の一部負担を国と地方自治体の公費で負担するという制度の実施になったことである。

(2)は、労働組合が、国民のいのちと健康とくらしを守る生活年争を運動の主要な座としてすえ、その一環として、七一年、七二年、七三年と九・一五の敬老の日に東京で一人余の高齢者全国集会に成功したこと、七二年春、総評は、定年退職者の大がかりな実態調査を実施し、その惨めな実態を公表したことである。こうした一連の運動のなかで、中高年者の共通の要求は、一つは雇用政策の充実、まともな仕事と所得の保障であり、二は公的年金の拡充、スライド制の導入、三は老人の病気、四は老人の住宅、五は老人の社会福祉の拡充などであった。

(3)はマスコミ、新聞、テレビ、ラジオ、週刊誌その他が七一年から七三年にかけて、積極的な老人問題のあらゆる角度からとりあげ、深刻で惨めな老人の現状を訴え、政府の施策の改善を要求したことである。

(4)はイタリアの一九六八年から六九年にかけての三回にわたる「年金ゼネスト」による成果である。退職時賃金の六割五分を八割と上げた。このことがわが国の労働組合にも大きな刺激となった。

こうしたことを背景にして田中内閣は、七二年一二月の初の総選挙に、これまで「二万円年金」の水準にもならなかった厚生年金の老齢年金を「五万円年金」にし、さらにスライド制を導入すると公約せざるを得なくなった。

さて厚生年金保険の改正点は、つぎの諸点である。もちろん、これと平行して国民年金法も大きく改正された。国会の審議中にこの二つの公的年金については、社会、共産、公明、民社の四党が政府法案に対抗して共同法案を提出したことは、画期的なこととして評価された。

厚生年金保険の改正点の①は、二七年間保険料を納入した六〇歳の者に「五万円年金」を支給するというのである。厚生年金保険の基本年金は、定額部分と標準報酬の平均月額をだし、それに一〇〇〇分の一〇を乗じ、さらに掛け金期間の月数を乗ずるということで算出し、この二つを合算したものである。そのために、定額部分の出し方を、一〇〇〇円（政府案は九二〇円だった）に乗ずる三二四（二七年間の月数）にした。比例部分は、過去の低い標準報酬に三倍余から一倍余の乗率をかけて手直しし、それが八万四六〇〇円になるとしてそれに一〇〇〇分の一〇と三二四を乗じたものである。これによると月五二二〇万余円となり、七三年受給者約八〇万人の四五ぐらいが五万円年金になるとした。改正点の②は、スライド制を一年間ないし二年間を通して消費者物価指数五%以上上昇すれば、その上昇率分だけ、すべての年金額をスライドするというものである。

なお、既裁の年金受給者の標準報酬も、この法改正で再計算されるし、その他各種年金の最低保障年金額を改善したのである。また、国民年金も無拠出別の福祉年金の増額、拠出制年金も二五年掛金、満六五歳から月二万円年金、一〇年年金、五年年金を増額し、陽のあたらなかった老人に対する特別高齢者金を創設した。具体的な金額はすべて省略する。こうして厚生年金保険料率は、一般男子は、一〇〇〇万の六四を七六（七九）女子は四八を五八（六三）と

引上げ、この対象となる標準報酬を最低二万円から最高二〇万円（一一万六〇〇円）に引上げ、三五等級にした。

注 保険料率の（ ）内は政府案、標準報酬は、旧である。この標準報酬は健康保険と同じにした。

今次の改正でわが国の公的年金の大宗ともいうべき厚生年金保険が、名実ともに先進諸国なみの年金水準となったわけではない。二〇年間完納という長い掛け金期間、民間大企業の定年制五五歳と支給開始年齢満六〇歳のずれ、I・L・Oの「年金に関する第一二七号条約」でいう退職時前給与の四五％、勧告では五〇％にはまだ遠いし（わが国はボーナスが計算の対象になっていない）保険料の労使負担割合が、一九七一年で約一〇〇か国実施のうち、社会主義国を除いた大部分国では労使負担割合が一对二の割合なのに依然として折半負担が強制されていること、スライド制はたしかに導入されたが、労働組合や野党が要求する労働者の賃金上昇率によるスライド制ではなく、消費者物価指数によるものであること、それも先進諸国では、消費者物価指数を採用しても、せいぜい一％ないし三％の上昇があればスライドするのに、今回の改正は五％という高率であること、さらにこれまた全労働組合、全野党の要求している賦課方式の移行の要求にたいして、従来どおり、積立方式を堅持し、大蔵省資金運用部資金にすべて保険料と積立金を預託し、それが資金源になって財政投融资計画の主要な財源となり、独占資本擁護の経済政策の役割を荷なっていることなどである。つまり、改善されるべき重要事項がまだまだ多いということである。

さて、この厚生年金保険の改正によって、これまで、はるかに優位にたっていた私学共済組合——これはすべての公務員共済組合にもあてはまることであるが——は長期部分と比較してどうであろうか。

私学共済組合の長期の退職年金算出の仕方は、二〇年掛金をして五五歳から標準給与（基本給）の四割である。私立学校の定年制の実態は明らかでないし、とくに幼稚園、各種学校のそれは十分把握できない。小中高校は大体五八

第五表 私学共済(長期)と厚生年金の保険料率

区 分	私学共済	厚 生 年 金	
		男	女
大 学 負 担	38	38	29
本 人 負 担	38	38	29
	76	76	58

私学と社会保険

歳ないし六〇歳、大学の職員も大よそそれくらいだとみるべきであろう。しかし大学の教員は、六五歳から七〇歳であろう。したがってその退職年金も、掛金期間も二〇年以上の長短、定年退職年齢によってまちまちになることはいうまでもない。しかし、いえることは退職時の給与が、七三年一月以降七四年にかけて、七〇八万円、一〇万円前後という人たちは、厚生年金の老齢年金よりも劣るということである。さきにも述べたようにもっとも新しい七二年の実績で一人あたり平均四九万円(月四万円弱)、新規受給者で五四万円(月四万五〇〇〇円)である。厚生年金は六〇万円をこえる。ただし、一四〜一五万円、二〇万円以上という高い人は、依然として私学共済組合の方が有利だということである。

ところが、厚生年金保険には六五歳以上になっても働いて賃金をもらっている者がおれば、その人の支給される老齢年金の八割が支給されるという制度がある。もしも私立大学の実質定年が七〇歳とすれば、この六五歳から七〇歳まで、年金が支給されるということ。これは老後の生活に決定的な重味をもつということである。これが私学共済組合にはないということである。なお、厚生年金には六〇歳から六五歳のあいだ働いていて低所得のばあいには、自分の支給される老齢年金の一割から八割の年金が支給されるという制度もある。なお私学共済組合(長期)と改正された厚生年金の保険料率は、第五表のとおりになる。男子のばあいは、私学共済組合も厚生年金も同率であるが、女子のばあいは厚生年金の方が一〇〇〇分の八だけ低い。この女子が男子よりも低いというのは厚生年金保険の戦前と終戦直後の死物化時代(一九四八年以降)一貫してとられてきたやり方である。

また、国庫負担補助の面から比較すると、私学共済については、保険料率の一〇〇〇分の一八であるが、厚生年金については、給付費の二割（抗内夫は二割五分）となっている。もちろん政府管掌だから事務費は全額国庫負担である。

以上は、年金部分について改正厚生年金と私学共済組合（長期）を比較してきたのであるが、これをみても分るように、これまで堅持してきた私学共済組合の優位性は、給付の高い者の退職年金はたしかにまだ高いが、六五歳八割の老齢年金支給をする厚生年金と比較し、男子の平均寿命、平均余命を考慮するとき必ずしもとびぬけて優位にあるとはいえなくなった。まして低給与の人にとっては逆にマイナスになるのである。さらに問題はあっても、スライド制が厚生年金には導入されたが、現行私学共済組合には、既裁年金受給者には法的保障はないということである。とすればその優位性は影を著しく薄くしてきたということである。

#### 四、私大健保組合の現状と私学共済組合

それなら短期部分である健康保険、とくに私立大学の健保組合と私学共済組合の短期部分についてはどうであろうか。

そのまえに七三年の国会において、何年ごし懸案の健保の赤字対策法が成立し、一〇月より実施になったことを要約して紹介することにする。

健康保険の赤字対策、そして医療保険の技本改革は、一九六四年いらいの政治的社会的な課題であり、国会の内外をめぐる紛争時であった。赤字対策法案は、六七年八月の健保特例法の強行実施、六九年の八月に再燃、六九年六月

の自民党の「国民医療大綱」の公表、それをうけて厚生省の医療保険抜本改革案要綱、二つの審議会への諮問、七一年七月の保険医総辞退、この秋社会保障制度審議会と社会保険審議会の答申、そして七二年春の国会は、健保赤字対策法案も、医療保険改革法案もいよいよ大詰めを迎えたのであるが、この二法案とも、国会で流産の憂目をみたのである。まさに異常な健保問題の推移といわざるを得ない。

政府、厚生省は、七三年春、これまでの一貫した政管健保の赤字対策の態度を修正して若干の改善策をとりいれて国会に提出した。これは、公的年金の改正法案にちがって、国会審議は難航した。そのためさらに若干の修正をして、七三年九月成立、一〇月より実施をみたのである。

健康保険法の改正は、すべての医療保険にたいしてこれに右にならえと強制する。健保組合、共済組合、ひいては家族高額療養費の創設は、市町村国保にも波及する。(ただし、日雇健保のみは除外され、依然として最低の水準である)。

健康保険の改正は、つぎの点にある。

- ① 被用者の家族の療養給付率をすべて七割給付にしたことである。
- ② 家族の高額療養費を給付とした。(一ヶ月一件三万円以上の一部負担金についてはその分だけ保険で負担する。)
- ③ 本人と配偶者の分べん費を最低六万円にし、その埋葬料も最低三万円に上げた。
- ④ 保険料率は、一〇〇〇分の七二(それまで七〇だったものを七三にする政府案だった)にし、八〇までを調整してもよいこととし、健保組合は、現行の一〇〇〇分の八〇を九〇までに引上げてよいことにした。
- ⑤ これまで累積赤字(約三〇〇〇億円)を棚上げにし、政管健保給付費にはじめて定率一割の国庫負担をだすことを制度化した。なお、当初案ではボーナスの1%を保険料として徴収するという案は撤回し

た。このうち他の被用者保険も同様に改正したのは、①②③であり、健保組合は保険料が一〇〇〇分の九〇までとなったことである。ところが健保組合や共済組合には原則として事務費以外には国庫補助にないから、①②③の改善に要する費用はすべて自前でまかなうということになる。

#### 私立大学健保組合の現状

私立大学の健保組合のなかで、東京と関西が六〇年代に協議会をつくり、東京の私大が毎年持廻りで当番校となり、年一回は、情報交換、事業の点換、経験の交流などをしてきた。それに参加する私大が東京で一保健組合、一五私大であり、関西は四大学であり、このなかで、健保組合設立のもっとも古いのは慶応大学の一九五〇年、ついで早大五一年、多くの大学は、五四年に設立され、慈恵大が六〇年、女子医大が六五年である。その被保険者数と保険料率（労働負担割合）を一覧表にするとつぎのとおりである。

この第六表は、七三年度健保組合の収入支出の予算表よりぬきだしたものである。なお、標準報酬月額平均は、私立大学によってかなりの格差があるが、教員・職員を区別しないで男子の平均は月九万四〇六五円、女子は七万四四八九円で平均八万七一九九円になる。これは各大学の年度予算算編成方針時に当初の各大学のベース・アップ分予定に単純にあわして割りだすというのが建てまえであるから内輪に見積られているし、そのうち春闘により七三年度は一割台より三割近いベース・アップをしたところも少なくないということ、また、健康保険は、七三年度当初から九月までは、最高限度を一〇万四〇〇〇円におさえていたから、それ以上の給与者はすべて一〇万四〇〇〇円で保険料を払い、給付をうけとるという限界があった。したがって標準報酬は、各大学ごとに掲載することを省略した。

第六表 私立大学健保組合の被保険者数と保険料率(73年度予算より)

			被保険者数	男	女	保険料率	事業主	被保険者
			人	人	人			
慶		応	3,365	1,952	1,413	70.0	50.0	20.0
早	稲	田	2,262	1,867	315	68.0	51.0	17.0
明		治	1,398	1,120	278	68.0	51.0	17.0
立		教	900	688	212	70.0	35.0	35.0
法		政	1,294	1,044	250	69.0	43.0	26.0
中		央	1,400	1,095	305	70.0	44.0	26.0
昭		和	1,151	454	697	75.0	40.0	35.0
基	督	五	2,640	1,584	1,056	65.0	33.0	32.0
東	京	医	1,680	681	999	60.0	30.0	30.0
女	子	医	2,750	780	1,970	70.0	38.5	31.5
慈		恵	2,959	994	693	68.5	39.6	28.3
立	命	館	670	567	103	65.0	38.0	27.0
同	志	社	1,275	921	354	75.0	44.0	31.0
関	西	大	955	795	160	66.0	35.0	31.0
関	西	学	605	444	161	75.0	43.0	32.0
平		均	1,687	964	693	68.5	39.6	28.3

私学と社会保険

しかし、平均標準報酬九万円をこえている大学は関西の大学のすべて、慶応、立教、法政の各大学である。

またこの表では明らかでないが、大学のなかに大学の教職員のみ健保組合に加入し、中高校は私学共済組合にというところ、たとえば立教学院大学、また長期は私学共済組合で短期は健保組合にといった大学、たとえば中央大学などがある。さらに表でも明らかのように慶応大、昭和大、東京医大、女子医大、慈恵大のように医科大学病院をもっているために、女子被保険者がきわめて多いというところがある。なお、基督教五大学とは、明治学院、青山学院、上智大学、キリスト教大学、東京女子大などの五つの大学である。

さて、健保組合の特色はいくつかある。一は、互選と撰定のそれぞれ半数の議員、理事をもって構成する組合会議、理事会によって自主的に運営される

ということである。この互選議員互選理事は選挙でえらばれ、労働組合の役員ないし推薦者がなるのは慣例となってきた。厚生省保険局系統の行政指導をうけるが、この運営の一応の民主性は、国家公務員や地方公務員、ひいては私学の共済組合の比ではない。ちなみに私学共済組合のばあいは、理事長以下理事会（六人）と二一の委員をもって構成される運営審議会という理事長の諮問機関があり、これは組合員、学校法人の役員と学識経験者の三者構成で文部大臣がこれを委嘱する。（学識経験者には日本医師会会長武見太郎氏も入っている）そのほか審査会が九人によって構成される。つまり健保組合の方が民主的運営ではすぐれているということである。

二は、賃金に直接ひびく、保険料率とその労使の負担割合は、組合会議できめられるということである。さきの表をみても分るように、労使切半負担という私大健保組合は、立教と東京医科にすぎない。被保険者負担が一〇〇分の一〇台、二〇台が六校ある。平均して保険料率は一〇〇〇分の六八・五、労使の負担割合は、二八・三対三九・六であるから、この事実が、東京の私大のばあいは、多くの大学で私学共済に移行したいという大学当局の提案にたいして問題になった一つである。私学共済組合は、労使切半で一〇〇〇分の七六であるからである。七六という高さの保険料率は私大健保組合にはない。

三は、健保組合には、財政事情が許す限り被保険者本人および家族にさまざまな附加給付があるということである。私学共済組合の附加給付は、さきにふれたように、一部負担一万円を前提にしてそれ以上の家族療養費は附加給付となるが、この一万円足切りは、きびしい。家族の外来療養費で、三割一部負担を前提にすると恩典をうけることはほとんどないということになる。私大健保組合は法大のように、足切りは従来一〇〇円だったものを、改正を契機に一〇〇〇円にしてそれ以上は附加給付にした。つまり一〇〇〇円を除いて一〇割給付である。その他の附加給付

も健保組合の方が優位性をもつ。いずれにしても私大健保組合はこの附加給付（家族療養費附加金をふくめて）の保険料収入にたいする比率は平均して一〇・二二%をしめているし、慶応、法政は一九%をこえ、ついで立命館、関西大学が一七%、一五%、ついで立教、中央、早稲田という順で一五%〜一〇%をしめる。私学共済は、七一年からみとめられたが七二年度では短期の収入にたいしてほんのわずかである。

四は、健保組合の保健施設であるが、私学共済組合のばあいは、前述のとおり施設をもつが、私大健保組合は、平均して保険料収入にたいして一一・四三%の支出をし、とくに関西大学は一〇・三九%であるが、立命館、関西学院、同志社は五%、ところが東京の私大は、法政の二五・三二%、昭和が二五%、慶応が一七・二八%、早稲田一三・九二%と高い。別途積立金もふくめて、直営保養所その他の事業にかなり支出していることになる。

以上私大健保組合と私学共済組合を対比しながら、依然として私大健保組合の方が、主要事項について優位性になっていることをのべたきた。

それなら、私大健保組合は現状のまままで財政的に安泰かといえ、決してそうでない。七三年度の収入支出予算を点換すると、年間の保険料収入にたいする保険給付費（法定給付費と附加給付の合計）が、収入を超過する予算をくんだところが、立命館、関西学院、関西大学であり、中央は若干の超過、そして九割強のところ、法政、基督教五大学、慈恵、東京医大、明治、同志社であり、他の大学も八割強台である。平均して九六・八六%をしめている。このほか事務費（平均して四・〇九%）と保健施設（平均して一一・四%）があるから、少なくとも七三年度収支予算では赤字経営ということである。

しかし、さきにもいわれたように、七三年度、春闘によるかなりのベース・アップ、さらに七三年一〇月分から、

標準報酬の最高が二〇万円になったことと、この二つの面からかなり顕著な収入増となっていることである。したがって、家族の法定七割給付や家族の高額療養費の支給により、若干の支出増をきたしても、収入増でまかなうことができたのではないかと思わたる。問題は七四年二月より社会保険診療報酬の約一九%（薬価基準引下げにより実質一七・五%といわれる）という大幅な医療費引上げによる私大健保組合にたいする影響である。七三年度の年度内は大したことはないにしても七四年度にはかなりの支出増になるであろう。

こんごの問題として附加給付の切下げということは、被保険者の生活にかなりの影響をあたえるのでこれを避けるとしても、直営の保養所の利用料金（大体においてきわめて低廉である）の引上げをとまなうであろう。別途積立金や予備費からの流用も考えられるし、おそらく保険料率の若干の引上げということをとまなう私大健保組合もでてくるであろう。それにしても東京の各私大健保組合のそれは、昭和大の七五をのぞいては、七〇から七〇を下廻り、六〇台であるということは、健保組合の現状からいってまだまだゆとりがあるといつてよいであろう。ちなみに、健保組合は、七二年度まで一五五四組合、うち一〇〇〇分の七〇の料率のところが三四・六をしめ、もっとも多く、最高料率一〇〇〇分の八〇の組合が九・五%、七〇から八〇までの組合が九九七組合で六四・二%をしめていることをつけ加えておく。

さて、健康保険の法改正と医療費の引上げは、すべての医療保険の財政に大きな影響を占たえることはいうまでもない。すでに料率を上げたばかりの政管健保の一〇〇〇分の七二を、七四ないし七五に引上げる準備がなされているし、健保組合、すべての共済組合、市町村国保にまでこのことは影響する。また、老人医療の公費制度といった公費医療の拡大しても、現在のようにまず保険でそれを見、それからはみでる部分について公費ということになると、

これまた医療保険財政を圧迫する。政府の善政？は、組合方式をとるところでは、自分の保険の自前でやれということである。

ところが、現行の医療保険制度は、まさに多種多様、その保険料(率)をみても格段の差がある。私学共済組合加入の幼稚園、各種学校、ひいては小中高校、大学にいたる学校教職員のそれよりもまた給与が良いといわれている市町村公務員の共済組合の短期部分の保険料率(労使切半)でもすでに一〇〇〇分の一〇〇〇という最高の料率といっているところは、青森・岩手・徳島・熊本の四県、九〇台というところは一七県もあるということである。なお、公立学校共済組合は八八万人余の組合員で短期の保険料率は六八・六である。(ただし七〇年度現在) それらの共済組合も保険料率の引上げ必至であろう。私学共済組合も長い間赤字をつづけてきた。累積赤字もかなりある。とすれば現在の一〇〇〇分の七六も近い将来上げられることは必至であろう。

とすると、私大健保組合と私学共済組合の短期では、私大健保組合の方がままだだ有利であるということである。

## 五、私学共済組合加入問題と私学の動揺

およそ社会保障制度は、国民がまともに生きるために不可欠な制度である。それは生存権と労働権に直結する。社会保障制度は、生れでるまえから、長い生涯を通し、そして死に至り、その後も、もろもろの大小の社会的事故、災厄に対応する国が法律をもってする社会的制度である。社会保障制度は、わが国のばあい、社会保険と公的扶助(生活保護)、社会福祉、公衆衛生の四つの制度の総称である。そのなかでもっとも中核的な制度は、社会保険制度であり、これは機能別に分けると、病気やけが、分べん、死亡にたいする医療保険、失業にたいする失業保険、労働災

害、職業病にたいする労災保険、老齡、廢疾、遺族にたいする公的年金や一時金、そして七二年一月からはじまった児童（家族）手当制度の五つの制度に分れる。

そのうち、学校教育にたずさわる者にたいする社会保険としては本論のはじめにのべたように国家公務員共済組合、私学共済組合、厚生年金保険、健康保険（政管健保と健保組合）、一部失業保険と労災保険といった一連の被用者保険とともに、規模が著しく小さいところは、国民健康保険や国民年金にも加入しているにちがいない。その多様性、そして内容の著しい不均衡は、けんらんたる様相を呈している。自分が加入している社会保険の内容は、いかなるものか、もちろんの社会的事故に直面したばあい、はたして自分の妻子にも説明できるような権利意識が、多くの被保険者大衆に定着しているとはいえない。このことはとくに公的年金についてひどいようである。

したがって、自己の加入している社会保険制度が大きく変更するとき、それは政治的理由によるとしても、事業主の都合によってなされようと、これに無関心であってはならないはずなのに、残念ながら、わが国の社会的な民主主義のいまだ未成熟な段階では、集团的に組織的に大きな問題にならないままに、見過されてしまう傾向が強い。これはその企業の、また同一企業の労働組合とその連合体のばあいにもあてはまる。

こうしたことは、七三年一〇月下旬より、十一月いっぱいにかけて、とりくみに濃淡があっても、全国の私立学校、とくに私立大学にみられた一般的な傾向ではなかったかと思う。すなわち、政府は私学教職員共済組合法の一部を改正し、時間を限って、一月三〇日までに私学共済組合への加入を、当該私立学校の教職員の過半数の賛成と、健保組合をもつ私大のばあいは、その健保組合の解散決議を条件にしてかなり強引にその奨励を行なってきたからである。

法改正が通過したのは九月、そして十一月末までにイエスカノーをきめようというまことにせっかちな短期決戦を挑んできたことになる。混乱がおきたのは当然のことである。

なぜ、私学共済組合を拡充強化しなければなかったのか。これは所管である文部省と私学共済組合本部の長年の悲願でもあった。すでに私学共済組合の現状分析で指摘したように、体質的な弱さ、とくに低賃金組合員の圧倒的に多いことと、打ちつづく短期部門が赤字、私学共済組合の将来性への不安が、東京と関西に集中する大半の私大が加入することによって、私学共済組合の財政的建て直しの有力な一助にしようということにあったとみる。

たしかにこの動きはいろいろな形で行なわれてきた。私学共済加入促進協議会の動きや、パンフレットの大量発行、私学共済組合本部よりの各私大にたいする勧奨などがこれである。

筆者は、東京、関西の私大健保組合協議会に出席する機会を七二年秋いらい得ることができたが、関西の私立大学が、すでに大学の基本方針として健保組合を解体して私学共済組合に加入するという動きを知ったのは、七三年であり、当初はなぜ、私学共済組合加入を決意せしめたのか、その理由や、根拠を把握できなかった。そのうち東京の著名な私立大学も徐々にこの動きがはじまるにおよんで分ったことはつぎのことである。

要約すれば、私立大学が独自につくった企業年金ともいうべき大学年金の運営への危機感、将来の展望がむずかしくなったということ、そのためにどうにもならなくなるという事態をまつよりも、大学年金を創設した当時の規約にある「将来私学共済組合に加入するときは、この大学年金を解消、廃止する」という、この項を生かして、このさい私学共済組合に加入するという方向をとってきたのではないかと思う。それと関西のばあいには、健保組合の比較的高い保険料率などによる将来への不安も加味したかも知れない。

東京のばあいは、七二年六、七月の段階でしばしば私大健保組合の集りをもち、私学共済組合加入反対の線で、一応ゆるい抵抗を示していた。ところが、一〇月に入り、事態は急迫した。積極的に私学共済組合に加入をきめている大学も、教職員に有利なら入ってもよいという大学も、全く白紙の大学も、いやおうなしに説明会用の印刷書や、その解説書をつくり、説明会をひらいてこの加入のための是非をもとめる工作に入らざるを得なかった。これは早いところで一〇月の下旬、大部分は、十一月に入ってからで、下旬のぎりぎりまでもめた私大もあった。

この解説、説明書の特徴は、私学共済組合法改正にふれ、私学共済組合の短期と当該健保組合の給付内容の比較、長短、その保険料率と労使負担の割合、長期保険、年金部門については、私学共済組合の長期と厚生年金の給付内容の比較、保険料率とその労使負担割合、そして大学年金のあるところは、大学側から、この廃止の意向ということなどを盛りこんで作られ、説明に入った。私学共済組合加入によって保険料率の被保険者負担の増大するところは、それを大学側があるていど負担したい、既得権が抑制される部分についてもその補償をするといった条件を当初よりもちださざるを得なかった。そして、教職員の労働組合のあるところは、その組合ないし、組合協議会にまとめてあるいは個別に、さらに大学によっては各学部の教授会でこれを議題にするということ、また健保組合は、大学の方針に従うといったところや健保組合独自に組合会議などでこの是非をきめる、また早稲田大学のように健保組合が真正面から反対といった大学などさまざまであった。もちろん、説明会が、一回ですむものではない。労働組合のばあいは、それは組合の機関にかけて審議しなければならないからである。

こうして十いくつにわたる私立大学は、おそらく創立いらいはじめてといていくらい教職員ひいてはその家族のもつ社会保険についての討論が短時日のあいだにひきおこされたはずである。もちろん、無関心な人たちも少なく

なかつたはずである。そして賛否を全教職員投票できめ、そのうち未回答、白紙が関西の大学のばあいには二割前後、東京の大学のばあいにはかなりの票数となり、これが実質的に反対の票数のなかに組みいられ、賛否のみの投票総数では賛成が過半数に達しても、未回答分を否の票に入れると反対が過半数をこえたために加入しないことになった大学もあった。

#### 私学共済組合に加入した大学と問題点

さて、七三年一月末を期して私学共済組合に加入を決定した私立大学は、上述の関西、東京の私大健保組合協議会に加入している大学のなかからみるとつぎの一一校である。

関西では立命館、同志社、関西学院、関西大学の四校、東京では東京基督教五大学（明治学院、青山学院、上智大学、国際キリスト教大学、東京女子大）、慈恵医大、昭和大である。加入の賛否の情勢のうち、東京基督教五大学は、それぞれ過半数をこえ、慈恵大は六〇%、同志社は八〇%、関西大学は七四%、関西学院は八〇%、立命館は、理事会と教職員組合との協定により加入をきめた。

このばあい加入についての妥結の条件として特徴的なことを列挙すると、慈恵大のように従来の慣行どおりという大ざっぱなところもあるが、関西のばあいは、かなり既得権確保の問題で細かいとりきめをしている。たとえば、①加入によって被保険者（組合員）の掛金の負担増については、大学側が負担し、今後の増加分はそのつど協議する（立命館、同志社）教職員の健康管理は健保組合が行なってきた事業を法人の責任で行なう（同志社）附加給付の差（とくに足切り一万円）については、福利厚生事業でカバーする（立命館）。②加入により厚生年金より、不利な年

金をうける者については、大学が補充する（同志社、立命館）年金または一時金の形で補償する（関西学院）。③ 大学年金については関西学院は切りはなし、同志社と関西大学は将来むずかしくなるとして廃止する。この大学年金廃止は、教職員の重要な老後の既待権であるだけに、難航したことは十分推測できる。

さて、東京の私大のばあいには、もっともはげしく大学と教職員側とくに教員組合や職員組合のあいだで応酬したのは、早稲田と慶応であった。この二大学とも、大学年金についてきわめて悲観的な観測をたてこれを廃止する方向を打ちだしたことが、とくに早稲田のばあいは健保組合が理事長を先頭にして反対の文書を出すなどの動きがあり、結局反対が少数差で上廻り、そのうえ健保組合が組合会議で反対の態度をとったために加入しないことになった。慶応は、大学病院の労働組合とその組合員である職員が反対に廻って加入できなかった。明治も過半数の賛成が得られず、中央大学はもともと私学共済組合の長期部分のみに入っているために加入反対、法政大学は理事者側も教職員組合、健保組合もともと加入反対の態度をとってきたため、教職員組合幹部と一回の説明会のみで加入しないことにしたといったもともと無風状態の大学であった。

最後に今回の私学共済組合の加入問題での重要な一つは、はじめにも述べたように、加入の手続は、教職員の過半数の賛成と、当該健保組合が組合会議において賛成し、解散の手続きをすることである。このばあい健保組合のもてる財産は、現金はもちろん物件や直営保養所のような物的施設もすべて現金に換算して、私学共済組合に移管せしむるという措置である。これはあまり法制上例のないやり方であるときく。

これに関連してたとえば、今回加入を決定した七つの健保組合の財産保有高をみると、七二年度の決算書より合計して、一億五二四〇万円の準備金と一億六二九〇万円の別途積立金を保有しているということである。準備金の大き

なところでは三七四一万円、少くとも一一二四万円、平均して一四二二万円、別途積立金は、大きいところで六〇〇万円、少いところで四十万円とひらきがあり、平均して一六二九万円であり、このほかに温泉保養所山の家その他の施設を保有している。私学共済組合への接收の事務は、七〇年三月末までとし、これは健保組合の備品にまでおよび、四月になるともはや当該大学の健保組合は文字通り存在しなくなり、支払いその他の権利義務はすべて私学共済組合本部に移行する。

もともと健保組合は政管健保とことなり、多年にわたって粒々辛苦してその運営の効率化をはかり、労使双方の拠出を一〇〇パーセント財源にして準備金が形成され、別途積立金を蓄積した。これは本来、労使とくに被保険者に還元されるものでなければならぬ。健保組合は短期保険である。毎年の収支の予算と決算で運営される長期保険である厚生年金部分が、共催組合に移行するときは、その財源は厚生年金保険と共済組合の関係であり、当然通算措置がとられるからである。七四年一月下旬にいたるも、この処分方法、移管について明確な指示がなされず、当惑していた実情、またせめて別途積立金ぐらゐは、被保険者に還元したいという発言が、私大健保の集会であったことは当然すぎることといえよう。その後、この取扱いは若干緩和されたようである。

なお、大学年金についてはふれておきたい。大学年金は、一九六二年四月、大蔵省国税局所管の適格性退職年金制度という企業年金が発足し、いわゆる厚生年金と調整する企業年金が制度的には厚生年金基金として六六年秋創設されるといういわゆる企業年金ブーム時代に六二年以降東京関西の各私立大学に相ついでつくられたものである。ところが各私立大学の大学年金の多くは、非適格性退職年金で大学が自主的にこれを運営管理する内容のものが多かった。とくに慶応大学のばあいは無拠出制（大学側の拠出）による大学年金であった。

私立大学全体が、上昇する諸物価、インフレ、人件費の重圧その他財政的に苦しい情勢の深まるなかで、大学年金の維持はもちろんその改善をすることもきわめて困難になるであろうことは当然である。とくに大学年金には、既裁年金受給者へ物価上昇に見合ったスライド制の導入など、制度的に発足している適格性退職年金や調整年金と同様に不可能なことである。そのうえ、教職員の年齢の中高年化、年金受給者の増加など、よほどの慎重な配慮と見通しをたてなければ安易に維持できる企業年金ではないということである。政府の推奨してきた適格性退職年金も調整年金も、インフレの激化と、厚生年金の改正によって重大な危機にたたされてから久しい。つまり企業年金である大学年金の存続がとわれるようになったのは当然のことであると思う。

さて、以上のような関西および東京の私立大学をおそった私学共済組合加入の旋風は、七二年一月に一応のピリオドがうたれた。

かくして全国的に私学共済組合に加入した私立学校は、六一法人の学校で二万二八九〇名が加入した。このうち私立大学は二三校である。加入者数で小は一名といった学園から順天堂大学の二三二八名といった大小の差がある。

## むすび

本小論ははじめにもことわったように、わが国の社会保障とくに社会保険の歩みのなかで私立学校が、法律の改正によってこれまで加入していた社会保険から、私学共済組合という新しい制度に移行する機会が発生し、それを契機にして学校規模では一流大学といわれる私立大学が、短期間の陳痛をへて加入したか、それともはげしい陳痛のち流産したかの、歴史的な一コマも、それぞれの社会保険の比較、点検をもとにして叙述することを狙ったものであ

る。

ここで引用した私学共済組合の現状やとくに私立大学健保組合の実態、そして加入をめぐる動向についての参考資料は、私学共済組合の七二年度要覧その他、なによりも、東京、関西の私立大学健保組合協議会の総会および臨時総会（これは七四年一月にひらかれ、実質的にお別れの集会になったが）に配布されたものを活用させてもらった。とくに大学の教職員のみ健保組合および厚生年金保険に加入し、それ以外の中高校教職員は私学共済組合に入っているという二重加入のために、私学共済組合の豊富な統計、資料を提供してくれた立教大学の健保組合および当番校として私大健保組合の七三年度の収支予算の詳細なデータを作成した慈恵大健保組合に、紙上から深甚な敬意を表するものである。

筆者は、七二年一月より法政大学健保組合の常務理事とし、この私大健保組合の集りにも参加し得たし、また七三年夏から秋に東京にあってこの渦中にも若干もまれたことをつけ加えておきたい。

七三年から七四年にわが国は「狂乱」といわれるインフレ、高物価のさなかにある。国際経済史、政治史が示すように、インフレこそ社会保障制度の最大の敵だといわれる事態が本稿の執筆中にも進行し深まりつつある。たしかにわが国のように積立方式をとる公的年金制度はどのような膨大な積立金をもとうと貨幣価値の下落とともに価値が下落し、とくに年金受給者、その他公的扶助、社会福祉に浴する人びとの生活は惨めである。いわれた七三年初頭の「福祉元年」は一年もたせないあいだに「福祉零年」に落ちこむほどのはげしいインフレと新しい不況が進行している。その意味で寄らば大樹の蔭にといった単純な考えで、私学共済組合に加入した多くの私立学校、私立大学もあることを知っている。この私学共済組合自体が、多くの問題をかかえ、本小論ではきびしすぎるぐらいの論評をしてき

た。私学共済組合がけっして大樹ではないとともに同様にわが国の健保組合をふくめすべての医療保険制度が、重大な転機に直面しているし、ましてこれから成熟の度合いを高めるであろう公的年金制度についても、加入人員の小規模の年金制度は、かならずこの存立の基礎にゆるぎが発生し、大がかりな合理化再編成が近い将来にくるのではないかと思う。